



全国釣竿公正取引協議会 第172回理事会 議事録

1. 開催日時 令和5年3月14日(火) 14:30~17:20
2. 開催場所 会場：日本フィッシング会館8階 会議室
東京都中央区八丁堀二丁目22番8号
オンライン：オンライン会議システム (Zoom)

3. 議 事

-1 定足数確認

理事総数 12名・監事総数 2名

<会場出席者数 理事 6名・監事 1名>

副会長 塩澤 直人 (株式会社天龍)
専務理事 小松 智昭 (一般社団法人日本釣用品工業会)
理 事 櫻井 孝行 (櫻井釣漁具株式会社)
理 事 宇崎 隆 (株式会社宇崎日新)
理 事 加藤 慶太 (株式会社ジャクソン)
理 事 鈴江 浩康 (グローブライド株式会社)
監 事 姫野 哲司 (株式会社ティムコ)

<オンライン会議出席者数 理事 6名>

会 長 藤井 治幸 (株式会社がまかつ)
会計理事 橋本 俊哉 (株式会社エバーグリーンインターナショナル)
理 事 鈴木 隆 (株式会社リチャーズ)
理 事 鈴木 健一 (株式会社上州屋)
理 事 谷山 令一 (谷山商事株式会社)
理 事 高田 務 (株式会社シマノ)

<欠席監事 1名>

監 事 玉越 和夫 (株式会社スミス)

会則第21条第1項の規定により、過半数の理事が出席しているため、第172回理事会は有効に成立した。

-2 議長選任

会則第21条第2項の規定により、藤井治幸 会長が議長に就任し議案審議については、会場とオンライン会議システム Zoom をつないで行った。

-3 議決権行使及び意見表明方法

出席者は、会場もしくはオンライン上で、理事は議決権を行使、監事は意見表明を行った。

-4 第171回理事会議事録確認

第1号議案 入会について

- 第2号議案 第39期（令和4年度）9～11月事業実施状況について
- 第3号議案 第39期（令和4年度）中間監査について
 - 1 中間監査実施報告
 - 2 11月30日時点 収支報告
- 第4号議案 周知広報について
 - 1 2023年度ポスター制作
 - 2 11月30日（水）11：30 会員各社 SNS による公正マーク一斉告知
 - 3 2023 フィッシングショー出展
 - 4 その他広報
- 第5号議案 釣竿の表示に関する公正競争規約 内容検討について
- 第6号議案 公正マーク使用に関する申請書 提出書類について
 - 1 追加申請時の必要表示事項、釣竿の写真提出
- 第7号議案 その他
 - 1 令和5年度（2023年度）会議日程について
 - 2 令和5年度（2023年度）役員改選について
 - 3 第11回釣竿の繊維含有率検査 実施報告について
 - 4 その他

第171回理事会の詳細は、議事録を確認していただく。

-6 第172回理事会議事録署名人の選出

会則第23条の規定により藤井 会長、出席理事より鈴木 隆 理事、鈴江 浩康 理事が就任することに同意した。

4. 議 案

議案審議に先立ち、調査指導委員会委員が、姫野 哲司 委員長の司会で釣竿の表示に関する調査報告会を行い、実地（店頭）調査結果及び会員対象調査結果に関して理事会に報告を行った。

出席した調査指導委員会委員は、下記の通りである。

役 職	氏 名	所 属
委員長	姫野 哲司	株式会社ティムコ
委 員	武藤 勢弥	株式会社エバーグリーンインターナショナル
委 員	三井 勇貴	株式会社天龍
委 員	吉田 宗史	株式会社がまかつ
委 員	大田 勲	グローブライド株式会社
委 員	森田 篤	株式会社シマノ
委 員	遠藤 大樹	株式会社ジャッカル

なお、報告において会員外の公正マーク使用が判明したため、姫野 委員長と事務局にて、対応を行うこととした。

報告会終了後、調査指導委員会委員は退席した。

第1号議案 入会について <承認決議事項>

議長の指名により、事務局が資料に基づき、第1号議案の報告を行った。

下記の通り 2 社より当協議会への入会の申込があった。

(1) 株式会社 R・H

代 表 者 代表取締役社長 谷山 令一 氏
住 所 兵庫県西宮市津門川町 5-28
設 立 2023 年 2 月 1 日
推 薦 谷山商事株式会社

(2) TEX STAUT

代 表 者 代表 早野 剛史 氏（個人事業主）
住 所 茨城県潮来市日の出 6-6-22
事 業 開 始 2020 年 1 月 1 日
推 薦 レジットデザイン株式会社

質疑応答の後、第 1 号議案を議長が議場に諮ったところ、満場意義なく了承された。
なお、2 社入会後の会員数は 63 社である。

第 2 号議案 第 39 期（令和 4 年度）事業報告（案）

及び第 40 期（令和 5 年度）事業計画案について <承認決議事項>

議長の指名により、事務局が資料に基づき、第 2 号議案の説明を行った。まずは、
令和 4 年度事業報告案の説明を行った。

なお、議事録中の◆については、今期新たに実施した項目である。

1. 「釣竿の表示に関する公正競争規約」と施行規則等に関する事業

→規約を遵守することは、景品表示法が求める表示のコンプライアンスにつながることを呼び掛けていく。

(1) 「釣竿の表示に関する公正競争規約・同施行規則」等の遵守の呼びかけ

→継続して実施した。

(2) 申請・認定書発行業務

→継続して実施した。

→長期間申請のない会員企業へ申請を促した。

◆会員対象調査、店頭調査結果送付に併せて申請を促す予定である。

(3) 認定書発行件数（R5. 3. 13 時点）

①新規	222 枚
②追加	97 枚
合計	319 枚

(4) 公正競争規約に関する消費者からの問い合わせ相談の受付

→継続して実施した。

2. 公正マークの管理に関する事業

→公正マークシールの在庫管理と、公正マークの商標権管理を適切に行う。

(1) 公正マークシールの頒布、普及

→シール製造スケジュールの見直しを行い、安定したシールの供給を行う。

(2) 公正マークの国内外における商標管理

→公正マークの模倣品に対する調査を実施し、弁理士、弁護士と連携し権利侵害に対応を行う。

→商標権の維持、更新を行うとともに、必要に応じて新たな国での登録を検討を行う。

(3) 公正マーク頒布枚数 (R5. 3. 13 時点)

①公正マーク	1,911,000 枚
②公正マーク警告表示	199,000 枚
③警告表示	31,000 枚
合計	2,141,000 枚

3. 広報・宣伝に関する事業

→釣り人の皆様だけではなく、これから釣りを始める方々にも、公正マークの役割・機能を知っていただき、公正マーク付の釣竿を購入していただくきっかけづくりを行う。

(1) 公正マークの PR

- ①公正マーク周知広報ポスターの制作、釣具店等への配布を行う。
- ②雑誌広告・WEB メディアへの公正マークの掲載を実施する。
- ③フィッシングショーにおいて公正マークを紹介する。
- ④会員企業 HP・SNS 等で公正マークを告知していただく。
- ⑤フィッシングショーにおいて来場者に実施する、アンケートにおいて、回答する際公正マークをより知っていただくような内容にする。
 - ◆フィッシングショー会場にて公正マークデジタルスタンプラリーを実施し、来場者の皆様に、公正マークを PR しながら、釣竿の適正な表示を推進する会員企業のブースを訪れてもらうきっかけづくりを行った。アンケートについてもこのシステム内で実施した。
- ⑥公正マーク入りのノベルティグッズ（水筒）のプレゼントの実施
 - ◆Twitter フォロー・リツイートキャンペーンを実施した。
 - ◆フィッシングショー会場にてプレゼント企画を実施した。
- ⑦当協議会 SNS（Instagram、Twitter）の活用方法の検討
 - ◆他の企業・団体、会員企業の SNS 等の研究を行った。

(2) 協議会についての PR

- ①フィッシングショー出展
 - コロナ下において、ブース訪問者が安心してブースを見学できる方法を検討する。
 - ◆消毒等の感染防止対策を出展マニュアル等に沿って行った。
 - ◆釣りフェスティバルは、会場・オンライン併催となった。オンラインでは、釣竿公正マーク、釣竿からの感電注意、当協議会会員一覧を日本語及び英語で掲載を行った。デジタルスタンプラリーについては、日本語のみで告知を行った。また、釣りフェスティバルのオンラインのトップページにバナー広告を出し、当協議会の WEB サイト等への誘導を図った。
- ②雑誌広告・WEB メディアへの広告の実施
 - 継続して実施する
 - ◆TSURI HACK 2022 年 12 月 23 日（金）
トラウト管理釣り場入門 出演：一木花漣さん、神野梓さん
 - ◆TSURI HACK 2023 年 1 月 19 日（木）
釣りフェスティバルでの釣竿公正マークデジタルスタンプラリーの実施を告

知し、参加企業名を掲載した。

◆つりそく WEB 2023 年 1 月 30 日 (月)

海上釣堀に密着 出演：マルコスさん

フィッシングショー OSAKA での釣竿公正マークデジタルスタンプラリー実施を告知し、参加企業名を掲載した。

(3) 公正マーク周知広報ポスターの制作と配布

①年 2 回女性アングラーを起用したポスターを制作する。

◆ポスターモデルのマルコスさんの SNS でも、ポスター発行の告知を行っていただいた。

②会員企業、役員、委員の協力を得て、釣具店、釣り宿店、管理釣り場、イベント等で配布・掲示する。

◆5 月、10 月に配布掲示を依頼した。

(4) 感電事故防止の啓発

これから釣りを始める方々へもわかりやすく、釣り中の感電事故発生を防止する啓蒙活動としても実施していく。

◆感電注意の動画を SNS に掲載した。

◆SNS、つりそく WEB にて感電事故防止の啓発を実施した。

(5) 当協議会ホームページの運営

①事業の紹介

②官公庁、関連団体からの情報提供の実施

◆情報提供を行った「公取協だより」を WEB に掲載した。3 月発行「公取協だより」では、消費税インボイス制度について国税庁に寄稿していただいた。

(6) 「公取協だより」の発行

当協議会の活動状況、関係各省庁、関連団体等からの情報提供を行う。

年 2 回程度ホームページ掲載、会員企業への郵送を実施する。

◆7/1、3/1 に発行し、会員企業に郵送、当協議会会員専用ホームページに掲載した。

4. 調査指導に関する事業

(1) 調査指導委員会による調査の実施

①第 15 回会員対象調査を実施 (12 月)

◆12 月 22 日に実施し、46 社に協力いただき 47 本の調査を行った。

②店頭調査の実施 (9 月～11 月)

◆コロナ下で中止していた店頭調査を再開した。今年度は委員を 2 組に分け、関東、関西それぞれ 2 店舗、4 か所にて実施した。

③調査結果を基にした指導を実施

◆第 172 回理事会にて釣竿の表示に関する調査報告会を開催したのち、調査結果表を対象会員企業に送付予定である。

(2) 繊維含有率検査の実施

第 11 回釣竿の繊維含有率検査を実施 (12 月) し、調査結果を会員へ送付する。

◆コロナ下で中止していた繊維含有検査を再開した。検査は二年おきの輪番制にて実施しているため、今回は 31 社に依頼をし、16 社に協力いただいた。検査は、第三者機関である一般財団法人カケンテストセンターに依頼し、調査結果表の写しをご協力いただいた会員に送付した。

(3) 感電事故防止策

調査事業において釣竿・パッケージ等に感電注意の表示があるかの確認を行う。
会員企業へ調査結果を送付する。

◆会員対象調査、店頭調査にて実施し貼付がない、貼付方法が不完全な場合は調査結果表にて改善を促した。

5. 関係官庁および関連団体との連絡、協調に関する事業

(1) 消費者庁・公正取引委員会

会議・セミナー等に参加するなど今後とも連携を継続する。

◆消費者庁・国税庁から依頼を受け、「公取協だより」に消費税インボイス制度に関する寄稿をしていただいた。

(2) 地方自治体

→会議・セミナーへ出席し、内容を情報共有する。

(3) 一般社団法人全国公正取引協議会連合会

→会議・セミナー等に参加するなど今後とも連携を継続する。

→会議・セミナー等の内容を情報共有する。

(4) 公益社団法人日本広告審査機構

→会議・セミナーへ出席し、内容を情報共有する。

→継続して実施する。

6. 会員募集

会員増加に引き続き取り組みを進める。

◆令和5年3月12日時点で1社の入会があった。(株式会社バイファール)

7. 各委員会活動

(1) 総務委員会

第16回(9/15)周知広報の検討・役員選考委員会の開催

第17回(3/14)当会の在り方・規約・周知広報等の検討、役員選考

(2) 調査指導委員会

①第46回(7/6)、第47回(12/22)

②第15回会員対象調査(12/22)

③店頭調査(関西地区:8/30、関東地区:10/21)

8. 研修の開催

講師を招き、役員、委員会委員による研修会を実施する。(9/14)

◆東京湾 タチウオジギング釣りを実施した。

9. 一般社団法人日本釣用品工業会との連携

業務の効率化を推進するとともに今後も連携を継続

以上、令和4年度事業報告(案)の説明を行った。つづいて、令和5年度事業計画案の説明を行った。

なお、議事録中の★は、令和5年度に新たに取り組む事業である。

1. 「釣竿の表示に関する公正競争規約」と施行規則等に関する事業
 - 規約を遵守することは、景品表示法が求める表示のコンプライアンスにつながることを呼び掛けていく。
 - (1) ★規約の内容について、実情に合致しているかどうかの検討を行う。
 - 必要に応じて、規約改正を検討していく。
 - (2) 「釣竿の表示に関する公正競争規約・同施行規則」等の遵守の呼びかけ
 - 継続して実施する。
 - (3) 申請・認定書発行業務
 - 継続して実施する。
 - 長期間申請のない会員企業へ申請を促していく。
 - (4) 公正競争規約に関する消費者からの問い合わせ相談の受付
 - 継続して実施する。
2. 公正マークの管理に関する事業
 - 公正マークシールの在庫管理と、公正マークの商標権管理を適切に行う。
 - (1) 公正マークシールの頒布、普及
 - シール製造スケジュールの見直しを行い、安定したシールの供給を行う。
 - (2) 公正マークの国内外における商標管理
 - 公正マークの模倣品に対する調査を実施し、弁理士、弁護士と連携し権利侵害に対応を行う。
 - 商標権の維持、更新を行うとともに、必要に応じて新たな国での登録の検討を行う。
3. 広報・宣伝に関する事業
 - 釣り人の皆様だけではなく、これから釣りを始める方々にも、公正マークの役割・機能を知っていただき、公正マーク付の釣竿を購入していただくきっかけづくりを行う。
 - (1) 公正マークの PR
 - ①公正マーク周知広報ポスターの制作、釣具店等への配布を行う。
 - ②雑誌広告・WEB メディアへの公正マークの掲載を実施する。
 - ③フィッシングショーにおいて公正マークを紹介する。
 - ★フィッシングショー会場にて、公正マークデジタルスタンプラリーを実施し、来場者の皆様に、公正マークをPRしながら、釣竿の適正な表示を推進する会員企業のブースを訪れてもらうきっかけづくりを行う。
 - ④会員企業 HP・SNS 等で公正マークを告知していただく。
 - ⑤フィッシングショー来場者を実施する、当協議会のアンケートにおいて、公正マークをより知っていただくような内容にする。
 - 回答しやすいフォーマットを検討する。
 - ⑥公正マーク入りのノベルティグッズのプレゼントの実施
 - 雑誌広告、WEB メディアへの広告等と連携したプレゼント企画を実施する。
 - ⑦当協議会 SNS (Instagram、Twitter) の活用方法の検討
 - (2) 協議会についての PR
 - ①フィッシングショー出展
 - ★釣竿からの感電事故防止について、踏切だけではなく、別なシチュエーション

- ヨンの感電事故防止のPRを検討する。
→★当協議会ブースと会員企業ブースで連携できる施策を行う。
- ②雑誌広告・WEBメディアへの広告の実施
→継続して実施する
- (3) 公正マーク周知広報ポスターの制作と配布
①年2回女性アングラを起用したポスターを制作する。
→ポスターモデルのHP・SNSからも、広報してもらう。
②会員企業、役員、委員の協力を得て、釣具店、釣り宿店、管理釣り場、イベント等で配布・掲示する。
→継続して実施する。
- (4) 感電事故防止の啓発
→これから釣りを始める方々へもわかりやすく、釣り中の感電事故発生を防止する啓蒙活動としても実施していく。
→感電注意の動画を、釣りシーズンが始まる前に、SNS等で紹介していく。
- (5) 当協議会ホームページの運営
①実施事業の紹介の実施
②官公庁、関連団体からの情報提供の実施
→継続して実施する。
→ホームページのセキュリティレベルの向上を図っていく。
- (6) 「公取協だより」の発行
当協議会の活動状況、関係各省庁、関連団体等からの情報提供を行う。
年2回程度ホームページ掲載、会員企業への郵送を実施する。
→継続して実施する。
4. 調査指導に関する事業
- (1) 調査指導委員会による調査の実施
①第16回会員対象調査を実施(5月下旬～8月)
②店頭調査の実施(9月～11月)
③調査結果を基にした指導を実施
→調査事業への参加率向上を図っていく。
- (2) 繊維含有率検査の実施
第12回釣竿の繊維含有率検査を実施(12月)し、調査結果を会員へ送付する。
→検査事業への参加率向上を図っていく。
- (3) 感電事故防止策
調査事業において釣竿・パッケージ等に感電注意の表示があるかの確認を行う。
会員企業へ調査結果を送付する。
→継続して実施する。
5. 関係官庁および関連団体との連絡、協調に関する事業
- (1) 消費者庁・公正取引委員会
会議・セミナー等に参加するなど今後とも連携を継続する。
→会議・セミナー等の内容を情報共有する。
- (2) 地方自治体
→会議・セミナーへ出席し、内容を情報共有する。

- (3) 一般社団法人全国公正取引協議会連合会
会議・セミナー等に出席するなど今後とも連携を継続する。
→会議・セミナー等の内容を情報共有する。
→規約改正等、アドバイスを受ける。
- (4) 公益社団法人日本広告審査機構
会議・セミナーへ出席し、内容を情報共有する。
→継続して実施する。

6. 会員募集

会員増加に引き続き取り組みを進める

7. 各委員会活動

(1) 総務委員会

第18回(9/14) 当会の在り方・規約・周知広報等の検討

第19回(3/13) 当会の在り方・規約・周知広報等の検討

(2) 調査指導委員会

①第48回(5月~8月)、第49回(12/8)

②第16回会員対象調査(5月~8月)

③店頭調査(9月~11月)

8. 研修の開催

役員、委員会委員による研修会を実施する。(9/15)

9. 一般社団法人日本釣用品工業会との連携

業務の効率化を推進するとともに今後も連携を継続

本議案の最後に、令和4年度12月~3月期の事業報告を行った。

質疑応答の後、議長が議場に諮ったところ、第2号議案は、満場意義なく承認された

第3号議案 第39期(令和4年度)収支決算見直し

及び第40期(令和5年度)収支予算(案)について <承認決議事項>

議長の指名により、事務局が資料に基づき、第3号議案の説明を行った。まずは、2月28日時点の貸借対照表、3月末見込の正味財産増減計算書の説明を行った。

【貸借対照表 R5. 2. 28】

流動資産合計	31,286,320 円	対前年比	100%
固定資産合計	15,788,740 円	対前年比	99%
資産合計	47,075,060 円	対前年比	109%
負債合計	0 円	対前年比	0%
正味財産合計	47,075,060 円	対前年比	100%
負債及び正味財産合計	47,075,060 円	対前年比	100%

【正味財産増減計算書 R4. 4. 1~ R5. 3. 31 見込】

経常収益計	26,301,546 円	対前年比	97%
-------	--------------	------	-----

経常費用計	28,330,925 円	対前年比	98%
（事業費計	20,839,125 円	対前年比	101%
（管理費計	7,491,800 円	対前年比	93%
当期経常増減額	▲2,029,379 円	対前年比	131%
正味財産期末残高	40,981,649 円	対前年比	99%

つづいて、令和5年度の収支予算書案について、説明を行った。

【正味財産増減計算書 R4.4.1～R5.3.31 見込】

経常収益計	25,932,500 円	対 R4 見込比	99%
経常費用計	26,582,621 円	対 R4 見込比	94%
（事業費計	18,220,000 円	対 R4 見込比	87%
（管理費計	8,362,621 円	対 R4 見込比	112%
当期経常増減額	▲650,121 円	対 R4 見込比	32%
正味財産期末残高	40,331,528 円	対 R4 見込比	98%

質疑応答の後、議長が議場に諮ったところ、第3号議案は満場意義なく了承された。

第4号議案 周知広報について <承認決議・報告事項>

議長の指名により、事務局が資料に基づき、第4号議案の説明を行った。

-1 フィッシングショー出展報告 <報告事項>

1/20～1/22 釣りフェスティバル2023、2/3～2/5 フィッシングショー-OSAKAに出展した。ブースでは、釣竿からの感電事故防止のPR、公正マーク付の釣竿の展示、YouTuber マルコスさんのポスター展示を行った。

釣りフェスティバルオンラインサイトでは、トップページに当協議会の宣伝バナーを設置し、当協議会のオンラインサイトでは、会員企業一覧、公正マークの紹介、釣竿からの感電注意の啓発、デジタルスタンプラリーの告知を行った。

3/18、3/19 開催の西日本釣り博では、動画とポスターにて、釣竿公正マークの告知をする予定である。

-2 デジタルスタンプラリー報告 <報告事項>

来場者の皆様に、釣竿公正マークをPRするとともに、釣竿の適正な表示を推進する会員企業のブースを訪れてもらうきっかけづくりを行った。釣りフェスティバルでは15社、フィッシングショー-OSAKAでは19社に参加いただいた。

・総参加者数 1,331人（横浜 638人、大阪 693人）

・クリアホルダー引換 350人（横浜 169人、大阪 181人）

アンケートは、デジタルスタンプラリーのシステム上で実施した。理事会では速報値を報告し、結果については、定時総会資料に掲載することにした。

-3 プレゼント抽選会 <承認決議事項>

デジタルスタンプラリー内で実施したプレゼントの抽選は、事務局にて行うことにした。賞品は、3月中に発送することにする。

-4 2023 ポスター制作 <承認決議事項>

ポスターの最終案について説明を行い、最終案にて発行することにした。また、ポスター配布にあたっては、これまでと同様、会員企業、役員企業の協力にて日本全国の釣具店様、釣り船店様、管理釣り場様への配布と掲示依頼、会員各社でのイベント等での掲示をお願いした。

-5 2023 年度雑誌広告 <承認決議事項>

2023 年度雑誌広告について説明を行った。デザインは、2023 年度雑誌広告に公正マークの説明を加えたものとする。出稿する雑誌は、

地域誌 ①つり人、②つり情報、③レジャーフィッシング、④南のつり

専門誌 ⑤ルアーマガジン、⑥へら鮒、⑦アングリングファンの 7 誌としたい。

-6 その他

(1) YouTube 内での広報 <承認決議事項>

2022 年度に実施した、YouTube 内での広報であるが、制作した動画が、7 万回を超える再生回数となった。2023 年度も実施をしたい。出演は、六畳一間の狼さん、これまで公正マークを告知していただいた一木花蓮さん、エリカさんをお願いしたい。

(2) 業界内向け広報 <報告事項>

日本釣具新報 3/25 号、釣具界年鑑 (2022) へ、公正マーク及び会員一覧を掲載する。

質疑応答の後、議長が議場に諮ったところ、第 4 号議案は、満場意義なく了承された。

第 5 号議案 その他 <承認決議・報告事項>

議長の指名により、事務局が資料に基づき、第 5 号議案の説明を行った。

-1 総務委員会開催報告 <報告事項>

本日理事会開催前に、第 17 回総務委員会を開催した。委員会では、役員選考、当協議会会則・公正競争規約の内容確認、令和 5 年表彰の説明等を行った。

なお、令和 5 年度表彰は、下記の通りである。

【会員表彰 10 年】

10 年 テーパーアンドシェイプ有限会社

10 年 株式会社ムカイフィッシング

※平成 25 年 3 月 15 日入会 (第 132 回理事会)

【役員表彰】

12 年 谷山 令一 理事

12 年 宇崎 隆 理事

6 年 加藤 慶太 理事

-2 令和 5 年・6 年度役員改選について <報告事項>

第 17 回総務委員会内で役員選考を実施し、第 39 回定時総会において推薦を行う役員を決定した。3 月下旬から 4 月上旬にかけ、今回推薦する役員に意向を伺い、

役員就任承諾書の提出をお願いしていく。

-3 調査指導委員会 委員推薦について <承認決議事項>

令和5年3月31日をもってすべての委員の任期が満了となる。委員推薦については姫野委員長と事務局で協議を行い、藤井会長、塩澤副会長一任とさせていただきたい。

なお、令和5年度調査指導委員会および調査事業（店頭調査・会員対象調査）日程については、委員長と事務局にて決定することとし、決定後、直近の理事会に報告を行うこととする。

-4 令和5年度定時総会開催方法について <承認決議事項>

令和5年度定時総会開催方法（会場開催、オンライン開催、会場・オンライン併用）については、藤井会長、塩澤副会長一任とさせていただきたい。

質疑応答の後、議長が議場に諮ったところ、第5号議案は満場意義なく了承された。

以上をもってすべての議案審議が終了したため、議長は第172回理事会の閉会を宣言した。

令和5年3月14日

上記の議決を確認するため議長及び議事録署名人は次に署名、捺印する。

全国釣竿公正取引協議会 第172回理事会

議長理事 会長 藤井 治幸

藤井 治幸



議事録署名人 理事 鈴木 隆

鈴木 隆

議事録署名人 理事 鈴江 浩康

鈴江 浩康

—以下 余白—